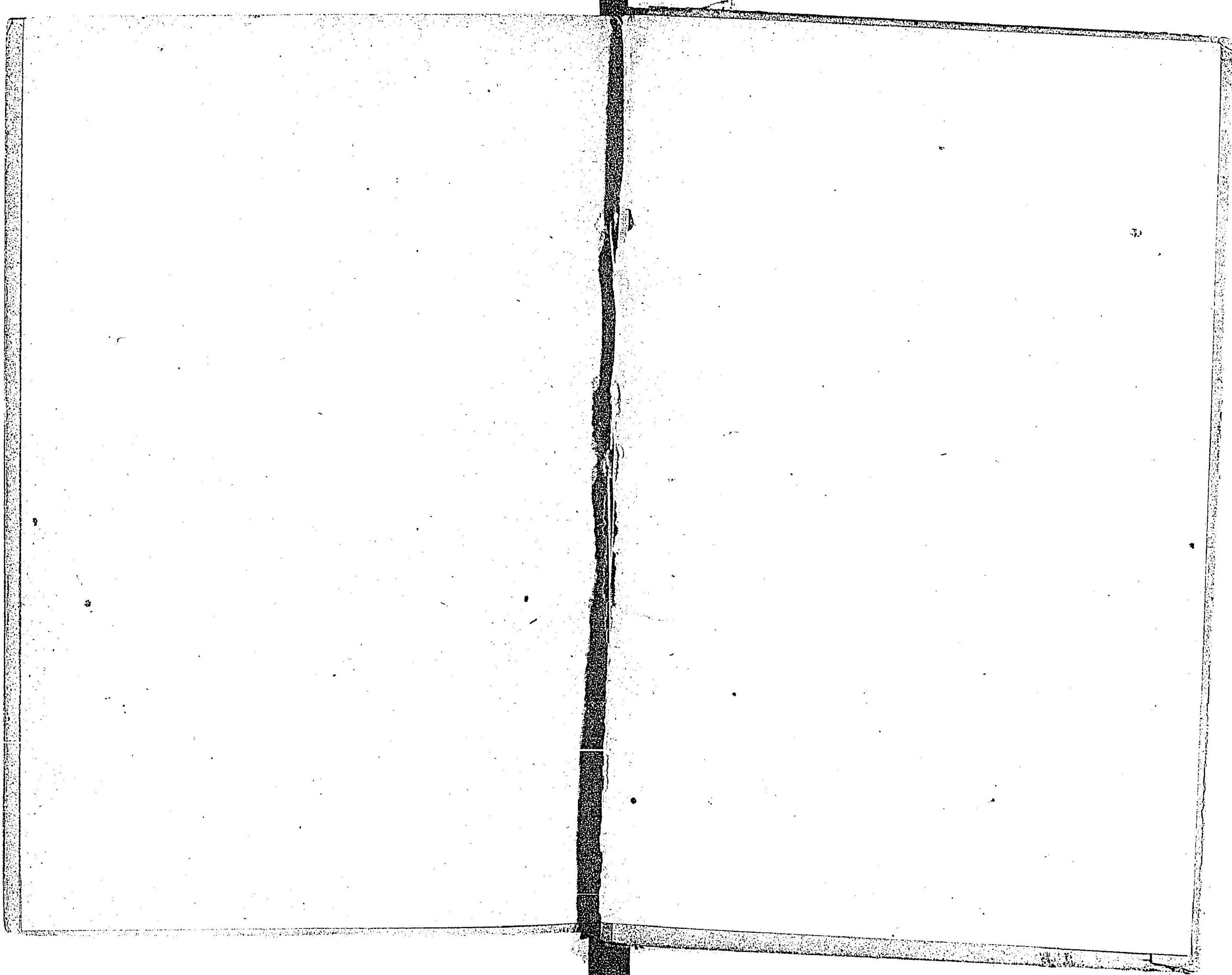


陸軍省總務局副課員管村武救君口述
嶋田用定筆記

廿二年
改正 徵兵令釋義

東京

二書房發行



特15 特70

100 100

陸軍省總務局副課員菅村武救君口述
嶋田用定筆記

廿二年
徵兵令釋義
改正

東京
二書房發行

東洋

史書

大正三年九月二十日
陸軍部令

第四四四號

陸軍部令

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ壯丁ヲ募リ軍
團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分
ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ
遂ニ封建ノ治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有
餘年来ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸兵制
モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス今本邦
古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國
募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立ント欲ス

汝百官有司厚々朕之意ヲ體シ善ク之ヲ全國
ニ告諭セヨ

明治五年壬申十一月廿八日

徵兵告諭

我朝上古ノ制海内舉テ兵ナラサルハナシ有事ノ日天子之
カ元帥トナリ丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以テ不服ヲ征ス
役ヲ解キ家ニ歸レハ農タリ工タリ又商賈タリ固ヨリ後世
ノ雙刀ヲ帶ヒ武士ト稱シ抗顔坐食シ甚シキニ至テハ人ヲ
殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス抑神武天皇珍彥ヲ
以テ葛城ノ國造トナセシヨリ兩後軍團ヲ設ケ衛士防人ノ
制ヲ定メ神龜天平ノ際ニ至リ六府二鎮ノ設ケ始テ備ル保
元平治以後朝綱頽弛兵權終ニ武門ノ手ニ墜テ國ハ封建ノ
勢ヲ爲シ人ハ兵農ノ別ヲ爲ス降テ後世ニ至リ名分全ク泯
沒シ其弊勝テ言フ可カラズ然ルニ大政維新列藩版圖ヲ奉
還シ辛未ノ歲ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス世襲坐食ノ士ハ

汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ善ク之ヲ全國
ニ告諭セヨ

明治五年壬申十一月廿八日

徵兵告諭

我朝上古ノ制海内舉テ兵ナラサルハナシ有事ノ日天子之
カ元帥トナリ丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以テ不服ヲ征ス
役ヲ解キ家ニ歸レハ農タリ工タリ又商賈タリ固ヨリ後世
ノ雙刀ヲ帶ヒ武士ト稱シ抗顔坐食シ甚シキニ至テハ人ヲ
殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス抑神武天皇珍彥ヲ
以テ葛城ノ國造トナセシヨリ兩後軍團ヲ設ケ衛士防人ノ
制ヲ定メ神龜天平ノ際ニ至リ六府二鎮ノ設ケ始テ備ル保
元平治以後朝綱頽弛兵權終ニ武門ノ手ニ墜キ國ハ封建ノ
勢ヲ爲シ人ハ兵農ノ別ヲ爲ス降テ後世ニ至リ名分全ク泯
沒シ其弊勝テ言フ可カラズ然ルニ大政維新列藩版圖ヲ奉
還シ辛未ノ歲ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス世襲坐食ノ士ハ

其祿ヲ減シ刀劍ヲ脱スルヲ許シ四民漸ク自由ノ權ヲ得セ
シメントス是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニスル道ニシテ
則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ是ニ於テ士ハ從前ノ士ニ非
ス民ハ從前ノ民ニアラス均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ
報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ凡ソ天地ノ間一事一
物トシテ税アラサルハナシ以テ國用ニ充ツ然ラハ則チ人
タルモノ固ヨリ心力ヲ盡シ國ニ報セサルヘカラス(中略)且
ツ國家ニ災害アレハ人々其災害ノ一分ヲ受サルヲ得ス是
故ニ人々心力ヲ盡シ國家ノ災害ヲ防クハ則チ自己ノ災害
ヲ防クノ基タルヲ知ルヘシ苟モ國アレハ則チ兵備アリ兵
備アレハ則チ人々其役ニ就カサルヲ得ス是ニ由テ之ヲ觀
レハ民兵ノ法タル固ヨリ天然ノ理ニシテ偶然作意ノ法ニ

非ス然而シテ其制ノ如キハ古今ヲ斟酌シ時ト宜チ制セサ
ルヘカラス西洋諸國數百年來研究實踐以テ兵制ヲ定ム故
チ以テ其法極メテ精密ナリ然レトモ政體地理ノ異ナル悉
ク之ヲ用フ可カラス故ニ今其長スル所ヲ取り古昔ノ軍制
ヲ補ヒ海陸二軍ヲ備ヘ全國四民男兒二十歳ニ至ル者ハ盡
ク兵籍ニ編入シ以テ緩急ノ用ニ備フヘシ郷長里正厚ク此
御意趣ヲ奉シ徵兵令ニ依リ民庶ヲ説諭シ國家保護ノ大本
ヲ知ラシムヘキモノ也

明治五年壬申十一月廿八日

太 政 官

徵兵令

緒言

兵ヲ徵スルノ方法ハ國家ノ大典忽ニスヘカテサル者ニシテ又之ヲ實踐ニ行フノ難キ固ヨリ言フテ俟タス其法タル古今其制ヲ異ニシ各國其趣キテ同フセスト雖要スルニ一ニ民兵ニ因ラサル者ナシ所謂民兵ニ二種アリ曰ク壯兵曰ク賦兵是ナリ賦兵ナル者ハ全國ノ丁壯ヲシテ兵役ヲ帶ハシメ陸軍ノ兵員ヲ充タシ其內沿海ノ住民舟楫波濤ニ慣レシ者ヲ以テ海軍ノ兵員ニ充ツ而壯兵ハ自ラ兵役ヲ望ミ出テシ者ニシテ服役數年ヲ帶ヒ普ク武技ニ熟練シ一團精兵トナリ頗其便益ヲ得ル者ナリ然レモ後日ニ至リ或ハ弊害ヲ生スル無キ能ハス是故ニ壯兵ノ法ヲ廢シ賦兵一般ノ制

度ヲ建テント欲ス竊ニ各國賦兵ノ制ヲ考フルニ大率服役八年乃至二十年ヲ以程度トス今國朝實ニ始メテ賦兵ノ大典ヲ起サントスルニ方リ兵役ノ久キ恐ラクハ人民生活ノ業ヲ妨害シ且當今ノ國力ニ於テモ關係無シト謂フヘカラス是ニ於テ斟酌其宜ヲ採リ折衷其要ヲ拔キ現今實際ニ行フノ法ヲ定メ題シテ徵兵令ト云フ

朕徵兵令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年一月二十一日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

陸軍大臣伯爵大山巖

海軍大臣伯爵西郷從道

法律第一號

徵兵令

徵兵令釋義

目次

第一章	總則	二丁
第二章	服役	一五丁
第三章	免役延期及猶豫	四五丁
第四章	豫備徵員	六二丁
第五章	雜則	六五丁
第六章	罰則	七六丁
第七章	附則	七七丁

徵兵令釋義

徵兵令とは兵を徵するの法と云ふものである賦兵義務

法律と云ふの意味と見ても善い

本令は第一章乃至第七章より成立つて居る第一章には

帝國臣民の兵役義務に關する總則が掲げてあり第二章

には陸海軍現役豫備後備兵及び國民兵に關する規則が

掲げてあり第三章は徵兵相當者に關する規則第四章は

豫備徵員に關する規則が掲げてある而して第五章は雜

則第六章は罰則第七章は附則である

本令沿革の大略を述べんに明治元年閏四月諸藩に令し

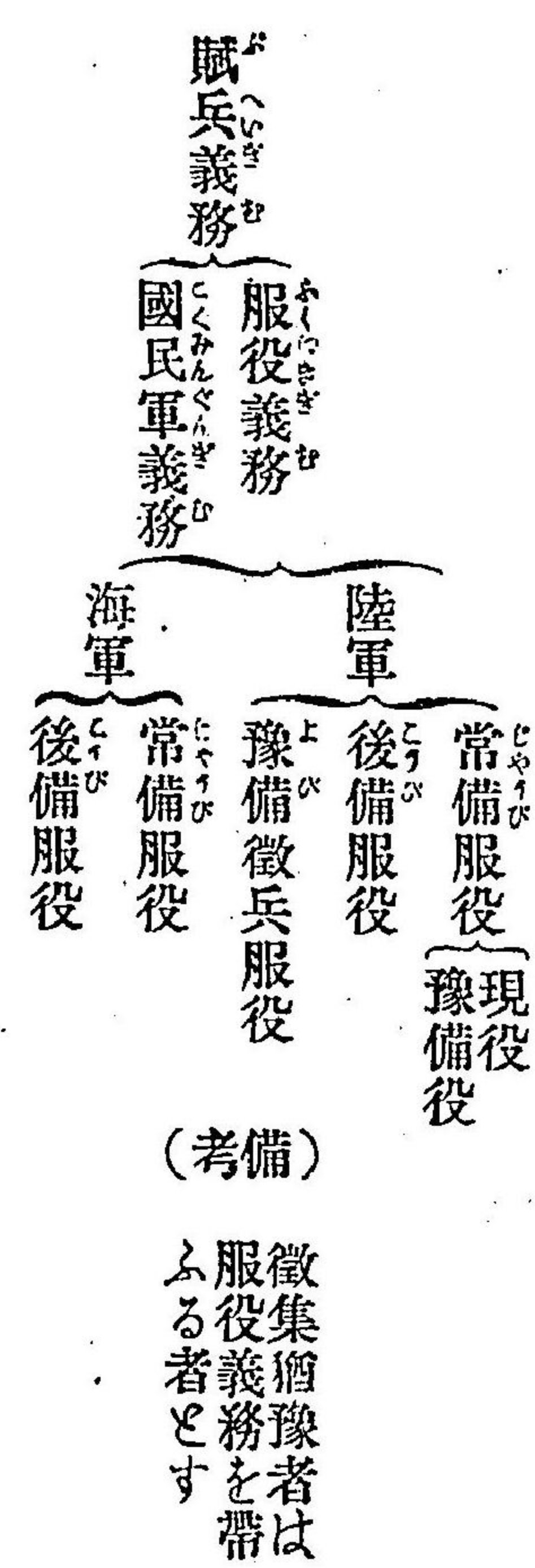
て石高に應じ兵を徵せらる同三年十一月府藩縣士民に

拘はらず身體強壯の者を選び一萬石に五人宛兵部省に

差出すべきことを令し徴兵規則を定めらるる同六年一月陸軍省より徴兵令と頒布せらるる同八年十一月第百六十二號布告を以て前きに陸軍省より頒布の徴兵令を改正せらるる同十二年十月第四十六號布告を以て前令を改正せらるる同十六年十二月第四十六號布告を以て前令を改正せらるる同二十二年一月法律第一號を以て前令を改正せらるる是即ち今回公布の新令である本令は歐洲諸國の制度を斟酌折衷して制定になつたものに相違ないが就中獨逸國の賦兵法律がその模型ともなつて居るやうである故に逐條説明の際參考のために同國の例を述ぶる事もあるべし

第一章 總則

本章は兵役に服す可き年齢、兵役の區別、服役年期等凡て本令の總体に關する綱領原則を掲げられたものである
 本章の解釋に付先づ參考の爲めに述べ置くが一體本令は能く獨法に似て居れ共亦獨法とは異つて居る所がある今夫を圖に書けり獨法の仕組は



又本令の仕組

常備兵役即陸海軍服役
 兵役義務
 後備兵役即陸海軍服役
 國民兵役即服役
 現役
 豫備役
 備
 徵集延期、猶豫者並
 豫備徵員は兵役義務
 (現役に服するの義
 務)を帯ふる者とする

大概そのやうなものであるならん

第一條 日本帝國臣民にして満十七歳より満四十歳

迄の男子は總て兵役に服するの義務あるものとす

本條は日本帝國の臣民たる者は上下貴賤の差別なく悉く皆兵の主義を開示せられたものである

本條は舊令第一條を移されたもので字句修正の廉はあれど主意に於て變はりの無い底で獨法は如何といふに

同國も帝國の事ゆへ國民は總て血稅即ち賦兵義務を持つて居れど此義務を持つて居無い者は特に「主治者及其家族」といふとが明載してあり又其國民は満十七歳より満四十二歳迄の者が常備軍後備軍國民軍の内孰れかの軍に編入せらるゝとに規定してあるされば本條は獨法の大同小異である

本條中に満十七歳又満四十歳とある年齢は一般の年齢計算法に遵ひ計算する事無論なり又本條中に兵役に服する云々とあるが兵役といへば武器を携帯する服役にかざるやうにも見ゆれど獨法に依れば武器携帯の役に服する事能はずと雖も平常の職業にして兵役に適するときは之を召募し云々との明文がある此の平常の職業

にして兵務に適する云々とは例へば種々雑多な職人の
 中にも裁縫の業に従事し居る者とか靴と造る者とか
 の類であれば直に軍隊職工に適するゆへ是等の者は之
 を召募すとの事である本令も矢張之と同一の精神と見
 て可ならん
 本條の明文に従へば日本帝國內に居住し居る者にて
 血税の義務を持つて居ない者がある夫は先づ外國人
 次が年齢満十六歳十一月までの男子と満四十歳一個
 月以上の男子で又その次が婦女子である此外は皆其義
 務を持つて居る併ながら徴兵令創定實施以來毎年新兵
 徴募の際又は入營の後に於て全く兵役に堪へぬとの診
 定を以て免除せられた者及本章第七條に當る者の如き

は假令其年齢が満十七歳以上四十歳未滿なるもこの義
 務は無^い譯である

(參照)明治六年二月第三十六號布告

自今年齡計算候義幾年幾月と可相數事但舊曆中之儀
 は一千支を以て一年とし其生年の月數の本年の月數
 を通算し十二月を以て一年と可致事

第二條 兵役ハ分て常備兵役後備兵役及國民兵役と

す

本條は滿十七歳より四十歳迄の男子が服しなければな
 らぬ所の兵役の種類を示されたものである
 本條兵役の常備、後備、國民と三種に區別しあるのは是は

一國の戦力即ち常備軍後備軍及び國民軍の大區別に基いて規定せられたものならんされば常備兵役と言へば常備軍に屬する服役後備兵役といへば後備軍に屬する服役國民兵役といへば國民軍に屬する服役といふところが自らから判然するならんしかし戦時事變に際しては軍隊編制或は兵員補充等の都合に由り後備兵役の者を取つて常備軍隊に國民兵役の者を取つて後備軍隊に編入せらるゝとあるゆへ軽く見て置く方可なり

第三條 常備兵役へ分て現役及豫備役とす

現役ハ陸軍ハ三箇年海軍ハ四箇年にして満二十歳に至りたる者之に服シ豫備役ハ陸軍ハ四箇年海軍

ハ三箇年にして現役を終りたる者之に服す

本條は常備兵役の種類別と其服役年期を示されたるものである

本條の現役とは軍隊の旗下に屬して兵務に服する者に附す名稱であり豫備役とは現役兵の控兵と爲り郷里に在て服役の者に附す名稱である

本條の現役年期及び豫備役年期の計算是第二十九條に示しある通り入營年又は轉役年の十二月一日より起算

する義である
本條中滿二十歳に至りたる者之に服しとあるのは滿二十歳に至つた年の十二月より之に服しの意味と解して

可なり
 本條の舊令の第三條を移されたものである。然るに舊令第三條と異なつて居る點は陸軍は總て從前の通りなれども海軍は常備年期七箇年の限内に於て現役の年期を從前に比し一箇年丈け延ばして四箇年とし其代りに豫備役の年期を從前に比し一箇年丈け縮めて三箇年と更定せられた是が則其異つて居る點である

第四條 後備兵役ハ五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す

本條は後備兵の服役年期を示されたものである本條は舊令第四條と毫も異つた所無し

前條即ち第三條と本條とで陸海軍服役年期のことは濟む因て茲に参考の爲めに歐洲諸國の陸海軍服役年期の大略を述べんに獨國は常備軍役七ヶ年内現役三ヶ年豫備役四ヶ年、後備軍役五ヶ年、後備軍の豫備役年齢三十九歳迄英國は現役六ヶ年、豫備役六ヶ年、魯國は現役六ヶ年、豫備役九ヶ年、後備役二十ヶ年但此後備役は現役豫備役にあらざるもの之に服す、埃國は現役三ヶ年、豫備役七ヶ年、後備役二ヶ年、佛國の現役五ヶ年、現役の後備役四ヶ年、地方軍役五ヶ年、地方軍の後備役六ヶ年である

第五條 國民兵役ハ滿十七歳より滿四十歳迄の者にして常備兵役及後備兵役に在らざる者之に服す

本條は國民兵役服役のこゝを示されたるものである
 本條の末文に「之に服す」とあるのは満十七歳より満四十
 歳迄の者であつて現に常備兵役中及び後備兵役中で無
 い者が之に服すとの事である
 國民兵役中の者は同じ兵役中ではあれど常備後備兵役
 中の者と違ひ毫も軍衙の監督を受けて居無いゆへに平
 時に在つては轉居他行其他何事を爲すにも渾て自由で
 ある

第六條 各兵役の期限既滿ると雖も戰時或は事變
 に際するるとき若くは臨時に演習或は觀兵の舉ある
 とき若くは航海中或は外國駐劄中は其期を延ばすこ

とある可し

本條は時機に依り兵役期限を延ばすとの事を示された
 ものである
 本條の戰時とはその布告あつた場合をいひ事變とは非
 常を戒厳し出師準備をなす等の場合を云ひ臨時に演習
 或は觀兵の舉云々は孰れも其定例(定例は毎年時期を定
 めて行はるゝ勤務演習及び天長節陸軍始に行はるゝ觀
 兵式)外に係る場合を云ふ又航海中とは海軍兵の軍艦に
 乗組み遠洋を航行し居るの類外國駐劄中とは本邦版圖
 外の土地に在りて服務し居る時間を云ふ

(參)明治十五年第三十七號布告

凡そ法律規則中戰時と稱するは外患又は内亂あるに

際し布告と以て定むるものとす

第七條 重罪の刑に處せられたる者は兵役に服すること

ことを許さず

本條は罪を犯し徒刑流刑懲役禁獄等の重刑に處せられた者の兵役に就く事を禁せられた明文である
本條に當る者即ち重罪の刑に處せられた者は公權(兵籍に入るの權)を失ふとは刑法で確定して居るゆへ縱令本條の明文なくとも兵役に服する事は出來難い譯である然るを特に斯く明示あると其明示せられた主意の窺ひ知り難きより或は大赦特赦等に由りて公權を復した者迄も尙就役する事が出來ない事と見解を下す者無き

にしもあらざるべし然るに獨法では刑罰に依りて公權を失ふた者は其權利を復回する迄の間入役が出來ない事に定つて居るやうなり本條も矢張獨法の主意と同様で止だ公權を剝奪せられ居る時間就役するを禁せられたものであつて其公權を復した者は本條の範圍外に屬する者と見る方可ならん

第二章 服役

本章の陸海軍服役に關する事柄と國民兵召集の時機を掲げられたものである

第八條 陸軍現役兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工

及雜卒雑卒を區別くわべつし抽籤ちゆうせんの法ほうに依より當籤とうせんの者ものを以もつて之これを充みつ

本項ほんこうは陸軍現役兵採收法りくぐんげんえきへいさいしゆうほうの大要たいようを示しめされたものである然しかるに現今げんこん陸軍現役兵の總數そうずは大約下たいやくかの如ごとし歩兵三萬八千四百人騎兵二千九百八十人砲兵三千二百人工兵二千三百三十人輜重兵一千一百人とす但是たにしとれは近衛師團各隊このゑしだんかくたいの平時定員へいじていゐんを概算がいざんしたものである本項ほんこうに毎年所要しよゐんの人員じんとあるのはこの平時定員へいじていゐんの三分の一ひふちじゆんを標準ひょうじゆんとして定めらるゝ筈はずでそれは明治十八年十一月陸軍省達甲第四十五號達中ちゆうに「毎年徵集ちゆうしゆすべき新兵しんへいの兵額へいがくの三分一ちゆうぶんいちを徵集ちゆうしゆ可致いんたうてく筈云々」とあるにても分わかつて居いるなり職工しやくこうは聯隊れんたい

職工しやくこう又は會計職工くわいけいしやくこうとして徵集ちゆうしゆせらるべきものと考かんがふれど其種類しゆるい定員ていゐん等は未だ詳つゝまらならず雜卒雑卒は輜重輸卒しよくじゆんしゆのみと徵集ちゆうしゆせらる其人員じんは一師管しつかんに於おて三百六十人とす故ゆゑに之これを全國六師管ぜんこくろくしつかんに總計そうけいすれば二千六百人となる尤もつとも是これは舊令きゆれいに依より明治廿一年迄年々徵集ちゆうしゆせられた所ところの人員じんを計算けいざんしたものである

本項ほんこうに壯丁そうていの身材藝能職業しんさいげいのうしよくげんぎふに従したがひ云々いんとある其身材しんさいは體格たいかくと身長しんちやうとに分わかれ徵兵檢査上ちゆうへいけんさ及び兵種選定上へいしゆせんていに於おて其強弱きやうじやくと其長短ちやうたんとは取捨しよの區別くわべつが生しよじ又某兵そのへいには適當てうたうすれども某兵そのへいには適當てうたうせぬ等の扱あつかひもある事ことなり又藝能職業げいのうしよくげんぎふは孰たゞれも陸軍兵りくぐんへいに適當てうたうな者を指さす事こと勿論もちろんで其藝能職業げいのうしよくげんぎふに従したがひ云々いんとは譬たとへば馬匹まびきの使用しよに慣かれ居いる者

であれば之を騎兵又は輜重兵とし木工とか石工とか凡そこれ等の職業を營み居る者であれば工兵とするの類である又抽籤の法云く是は先づ身体の検査を受け其検査に合格の者は各兵種に區別せられ然る後各徵募區(徵募區の事は第二十六條に於て述ふる所あらん)毎に抽籤せしめらるゝの順序である

海軍現役兵は毎年所要の人員に應じ沿海地方及島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ但海軍志願兵徵募規則に依り服役する者は本令の限に在らず

本項は海軍現役兵採收法の大要を示されたものである本項は舊令第八條第二項と格別變つた廉も無い唯だ海軍現役兵はとある下に「毎年」の二字とろの外に「雜卒」の二字を挿入せられた迄であるそこで是迄は毎年でなく唯た所要に應じて徵集せらるゝ筈であつたなれど向後は毎年徵集せらるゝとになり又雜卒も陸軍同様徵集せらるゝ様になつた事が知れる

本項中沿海地方及島嶼の人民云く是は海軍兵なるものは艦船に乗組ませ航海に従事せしめなければならぬもの故都市邑里の人民より採用せずして専ら舟楫波濤に慣れ居る海岸浦村又は嶋嶼の壯丁より採用すとの主意に出でたものに相違ない

本項但書に言へる「本令の限にあらざる」といふそも如何なる
謂ぞといふに本章即ち第二章は陸海軍服役に關する事
柄を掲げられたものであるゆへ單に本文に對して該規
則に依り服役する者は沿海地方及び島嶼の壯丁を限ら
ず又兵種を區別し抽籤の法に依り徵集する限りで無い
と云ふばかりの主意に止まらずして本令に依り徵集し
た兵の服役年期は本令第三條第四條の通りであるが志
願兵徵募規則に依り徵集した兵は此限りで無い又本令
に依り徵集した兵は本令第十三條に依り歸休を命ずる
こともあり尙ほ豫備兵或は後備兵と爲りては本令第十
四條第十五條の成規に服従すべき義務あれど右の徵募
規則に依り徵集した兵は此限でないといふの意味も含

み居るものと見て可なり
本項但書に就て尙ほ少しく述べ置く事があるそは總て
徵兵令に依らず本項但書の志願兵徵募規則の如き一種
特別なる規則に依りて徵集せられた志願兵が現役と免
せられた時更に徵兵に關係するの一條である抑々其志
願兵が現役を免せられた時更に其徵兵に關係する事は
明治廿一年陸軍省訓令甲第六號の通であるがこの訓令
中「徵兵検査所に呼出し云々」とある其呼出すべき者は全
く徵兵令に照し徵集相當者に限る譯で徵集相當者で無
い者即舊令の補充員とか豫備徵員とか或は徵集猶豫の
資格と有する者とかであつて志願兵となつた者(現役を
免せられたとき己に猶豫の資格を失ひ居る者は別なり)

の如きは此の訓令の範圍外に屬する者と見て宜い譯何
 となれば個様な者は既に一旦徵兵の處分を受けたる者で
 あるが故なり又是に由て推究せば向後に在て新令即ち
 本令の第十八條又の第二十條に依り國民兵役に移され
 た者或の第二十三條第二十四條に依り豫備徵員となり
 又は國民兵役に移された者であつて志願兵となつた者
 もこの訓令には關係を持た無いと、知らるゝである
 (參)明治廿一年七月陸軍省訓令甲第六號

志願兵現役中傷疾疾病確久兵役に堪へざる其他の事
 故に依り三年未滿にして該役と免し豫備役若くは後
 備役に編入せざる者は更に徵兵検査所に呼出し身体

北海道廳府縣を沖繩縣

検査の上徴否を判定すへし但常備年期の第七年検査
 時限と経過したる者は此限にあらす

○陸軍省訓令に關する件廣島縣照會七月廿六日

今般甲第六號御省訓令之趣有之候處訓令之志願兵と
 あるは海軍志願兵徵募規則に據り應募せし者を指稱
 せられたる義なるや或は徵兵令中志願現役に服した
 るものも含有する義なるや又同訓令中豫備役若くは
 後備役云々と有之候處前項未段の通に候は、明治十
 九年五月甲第二十四號願單に徵兵とあるも徵兵令中
 第一豫備徵員に編入せられたる者も更に検査を爲す
 義なるや並に徴集猶豫資格にして志願現役に服した
 る者は猶豫資格と失ひたるとき更に検査を爲す義な

るや又訓令割注永久兵役に堪へざる云々と有之候處免役の際其所管に於て證書を本人に下附するか又は地方廳へ通報有之義なるや又訓令以前に係る者は其儘差置き可然や

副官回答 八月十日

右は徴兵令に依らす他の規則に依り召募せし陸海軍志願兵に係る取扱方を示されたる義にして已に三年以上以上服役の者は再び徴兵令に依り徴集せざるの主意なり又訓令の分注に當る者の傷痕疾病の爲め恩給を受くるものとす

○陸軍省訓令に關する件 陸軍省副官より 照會 明治廿一年十月廿六日 御問合 第三項 當省 甲 第六號 訓令 分注の

件に對し及御回答置候次第も有之候處今般別紙の通本大臣より陸軍部内へ達相成候に付向後は右達に依り軍隊手牒は記載する者も永久兵役に堪へ難き確證ある者とし取扱候儀と御承知可有之此段申入候也

(別紙) 陸軍省訓令 第一二二二號 明治廿一年十一月二十四日

陸軍下士卒及諸生徒にして傷痕疾病に罹り到底難堪服務のものは其隊又は所管に於て軍隊手牒中満期或は除隊の區畫に左の通記載捺印の上附與すへ

兵役に堪へ難きに依り(免官)(免役)(退校)

年月日 印 隊付は該隊長隊外

警備隊を置きたる島嶼の壯丁ハ總て之を警備隊に

充て其地に於て服役せしむ但在營期限は一箇年以内とす

本項は警備隊と置かれた嶋嶼に在籍する壯丁の服役方を示されたものである
警備隊を置かるゝ個所を擧ぐれば第一師管内で小笠原島第二師管内では佐渡第五師管内では隠岐第六師管内では大島沖繩五嶋對馬の四個所で都合全國に七個所である是は明治廿一年五月勅令第三十二號を以て公布せられた陸軍管區表に見ゆ然るに目今では警備隊は對馬國の一箇所のみ設置してある其他は追々に設置せらるゝ筈になつて居る尙この警備隊並に其兵員に關す

る扱方等は明治十九年十一月勅令第七十五號を以て公布せられた警備隊條例及び明治二十年二月陸軍省令第三號を以て規定せられた警備隊兵卒入營前の取扱といふと參觀せば判然すべし

第九條 雜卒の現役期限は其職務に因り之を短縮するおとある可し但常備兵役の全期は之を減ずることなし

本條は舊令第九條を移されたものである舊令は陸軍雜卒は云々とあつたなれど新令は陸軍の二字が取除けてあるゆへ陸海軍の雜卒と見なければならぬ事無論である

雑卒とは陸軍の五種兵海軍の水兵火夫及び職工とは其性質の異つたもので陸軍の輜重輸卒の如き種類のもを云ふ

現役期限短縮のことは職務に因りどあるのが眼目であるゆへ雑卒なれば逆勿論盡く其期限と短縮せらるゝ譯でない又現役期限はよし短縮せられたにもせよ但書の明文があるからには現役豫備役を通じて七個年は他兵種同様服役しなければならぬ

第十條 二十歳に至らずと雖も満十七歳以上の者の志願に由り現役に服することを得

本條は年齢満十七歳以上二十歳未滿の者のために現役

に服することの出來得る便路を開かれたものである獨法にも満十七歳以上の者は本條と同じく徵募以前即ち二十歳となる前に於て随意に兵務に服する事が出来るである而して斯る志願者の入隊手續はといふに先づ其父或は後見人の許諾書其他品行證書等を以て其筋に出願許可を得る事にて既に許可を得た上は入勤せんと思ふ所の軍隊に出頭し身体の検査を受けて入隊するのである然るに本條は舊令第十條と少しも變つた廉がない故其入隊の手續に於ても猶從前の如く尋常徵集者同様取扱ふ事に定めらるゝか否其邊は他の條例の發布を俟て知るべき事である

本條は全体如何なる主意で設けられたものかといふに

獨法の明文に依れば曰く「都て學事と營業上の教育を成る丈け一般の軍役に依て妨害せざらんが爲めに苟くも品行上と体格上の可能と有する幼年輩には生年の満十七歳より随意の服役と許可すべし」とあり蓋し之と同主意ならん

本條年齢の計算は毎年十二月を以て分界するものと見て善い例へば明治二十二年に於て出願する者は同年の十二月満十七歳以上二十歳未滿(即ち滿十九歳十一月以下)の者に限ると見る何故なれば本條に「現役に服する」とを得とある其現役に服すべき始期即ち入營の時限は毎年十二月と極つて居るからである

本條志願者の現役年期は尋常徴兵と同様で陸軍兵なれば

ば三箇年海軍兵なれば四箇年である

第十一條 滿十七歳以上滿二十六歳以下にして官立

學校帝國大學撰科及府縣立師範學校中學校若しくは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若しくは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授せる私立學校の卒業證書を所持し若しくは陸軍試験委員の試験に及第し服役中食料被服裝具等の費用を自辨せる者は志願に由り一箇年間陸軍現役に服せることを得但費用の全額を自辨と能はざるの證ある者には其幾部を官給することある可し

本項は一年志願兵となる者の資格のこと及び其服役中の費用のまゝと示されたものである然るに此一年志願兵の事に關しては本項の陸軍試験委員の試験の費用の官給の事其他營外居住通勤の事等種々入組みたる取扱手續のあることなれば必ず別に一年志願兵條例とも云べき規則と制定頒布せらるゝならん

一年志願兵徴集の法は獨國は素よりその他の國においても皆概ね同一の目的を以て既に年久しく行はれて居るが其所謂目的とは則ち豫備將校下士を造ることであるされば此志願兵は決して誰にても許すの法でない之を許すは特に學問もあり品行も良く而して相應の資産をも有する者に限るである本邦に於ては舊令より此法

を設定實施せらるゝ事にて即ち本項は舊令第十一條(本令第三十五條參看)を修正して移されたものである

本項中滿十七歲以上滿二十六歲以下云々である年齢の計算方は第十條に就て述べたのと同じ例である又本項の官立學校とは帝國大學高等師範學校高等商業學校高等中學校其他東京農林學校札幌農學校等の如き各省の設置に係る學校を云ひ府縣立師範學校中學校とは各府縣に於て地方税と以て設立せし該學校と云ふ又文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校とは明治二十年文部省訓令第五號に依り地方官の稟申に係る學校を指し又今一つの私立學校は明治十一年五

日文部省令第三號を以て定められた所の特別認可學校

規則に適合せる諸學校を指す
 舊令に於ては一年志願兵となるを得べき者は官立府縣
 立學校(小學校を除く)及び文部大臣に於て認たる之と同
 等の學校の卒業證書を所持し且服役中の費用を自辨す
 る者であつた然るに右諸學校の内府縣立學校は今度更
 に師範學校中學校と限られ而して新たに文部大臣の認
 可を経たる學則に依り云々の私學校と云ふ一項を加へ
 られたのみならず陸軍試験委員の試験に及第したる者
 といふの一項をも加へられ又費用の所も自辨の出來無
 い者は官給すといふの主意に改正せられたのであるゆへ
 に改正は志願兵となる者の爲めに餘程其區域を擴め便
 利と與へられたのである

又舊令に於ては一年志願兵となるに其學力の事は唯り
 學校の卒業證書を以て證明しなればならぬ筈なりし
 が已に前にも述べた如く新に陸軍試験委員の試験に及
 第云々との明文を加へられたれば學校卒業證書を所持
 せぬ者の右委員の試験を受け其學力を證明する事が出
 來る様になつたのである夫に付て例へば茲に高等中學校
 或は其他の高等學校に入學し其入學中若くは半途にし
 て退學の後一年志願兵たらん事を望む者ありとせんに
 其者の未だ其高等學校の卒業證書は之を得ぬとも尋常
 中學校其他本條に示せる諸學校の卒業證書だに之を所
 有し居れば別に試験委員の試験を受くるを要せず其卒
 業證書を以て直に一年志願兵たる事を得べき義である

(參)明治二十年三月文部省訓令第五號

北海道廳府縣

區町村立私學校にして徴兵令(舊令)第十一條第十二條第十八條第二項第二十條第三項第五項官立府縣立學校同等と認むべきものは左記の事項に該當するを要する義に付該事項を具備するものありと思考するときは其狀況と稟申すべし

一 入學生徒は尋常中學校の如き成規ある者を除くの外高等小學校卒業の者若くは之に均しき學力を有するものたるべき事

一 學校長及び教員任免の方法一定確實なる事

一 授業料束修等の如き豫め確定し難き收入金を除き

毎年の費金中貳千四百圓以上は全く資本の利子と認め得べきものある事

前項の一年志願兵へ特別の教育を授け現役満期の後二箇年間豫備役に五箇年間後備役に服せしむ

本項は一年志願兵となる者の教育の事及び服役年期の事を明示せられたものである

本項教育に關する委細の事は別に定めらるゝならん

服役年期は尋常徴兵に在つては常備後備の兩兵役を通して十二箇年の定めである然るに一年志願兵は斟酌を加へ其常備兵役七ヶ年をば三ヶ年に減じ其三ヶ年の期内に於て尙現役を一ヶ年と定められたである舊令に於ては常備兵役の全期は之を減ずる事なしとあつた故常備兵

役七ヶ年の年期は其儘にて唯だ現役年期三ヶ年と一ヶ年とせられた迄であつたなれど改正して右の如く特定せられたである

満十七歳以上二十六歳以下にして官立府縣立師範学校の卒業者は六箇月間陸軍現役に服することを得其服役中の費用は當該學校より之を辨償するものとす前項志願兵にして現役を終りたる者の七箇年間豫備役に服し三箇年間後備役に服す

この兩項は今度新に規定せられた明文である官立府縣立師範學校の現在の高等師範學校尋常師範學校を指す然れども明治十九年學校制度改革以前に師範學校卒業

の者即ち高等若しくは中等若しくは初等師範學校卒業の者も包含すると見て可ならん

第十二條 禁錮の刑に處せられ若しくは賭博犯に由り

懲罰に處せられたる者は一年志願兵たるを許さず本條は前にも述べた通り一年志願兵なる者は誰にても許す譯のものでない故に既に刑罰に觸れた者は之を許さぬとの制限を明示せられたものである

本條禁錮とは刑法の重禁錮輕禁錮を指す此の重禁錮輕禁錮は輕罪を犯した者を處する刑名であるが同じ其輕罪を犯した者にて罰金の刑に處せられた者は猶一年志願兵たる事を得べき義である又賭博犯云々は明治十七年一月第一號布告と以て發布せられた所の賭博犯規

則に照し處分せられた者を指す

第十三條 現役中殊に勤務に熟し品行方正なる者は
歸休を命することある可し

本條は現役年期を了らすとも歸休兵として退營歸郷を
許すまともあるとの旨を示されたものである
本條は尋常徵兵(先入兵も含有す)にて入營した者に適用
し一年志願兵には適用せられぬ筈である
獨法に依れば現役未了前に於て除隊する者が凡そ四種
あり部隊の待命として歸休せしむる者(本條に相當する
者なり)は其一に居る而して此歸休のよしたる新兵若く
は志願兵(本令第十條に當る者の如き志願兵なり)の其欲

を補ふ者なきときは歸休せしめぬ法で又歸休せしむる
事を極つたときの扱に於て其歸休せしむべき者を選ぶ
には年齢に注意し又一家及び服役上の事に觀察を及ぼ
すべしとあるこの一家及び服役上の事云々の一家の事
とは本人を歸郷せしむれば家事上好都合を得るといふ
の意味又服役上の事とは即ち本條の勤務に熟し品行方
正なる者とあるのと同意味ならん

第十四條 豫備兵は戦時若くは事變に際し之を召集
す平常に在ては毎年一度六十日以内勤務演習の爲
め之を召集し又毎年一度簡閱點呼を爲す

本條は豫備兵服役中に係る義務を示されたものである。豫備兵とは現役兵籍より豫備兵籍に移つた者をいふ。豫備兵は平常家に在て學術を修め産業を營む事が出来る。又召集中の外は軍律の制裁を受くる者で無い(軍律に特別あるもの別とす)。

豫備兵召集は戦時と平時とに隨ひて其方法大に同じからず委細の事は載せて明治十九年陸軍省令甲第三十九號を以て發布せられた所の陸軍召集條例に詳かなり就て見る可なり。

本條は舊令第十三條を移されたものである。然るに舊令に於ては海軍豫備兵は平時に於て點呼は施行せらるゝ、成規なりしも演習召集は施行せられぬ筈であつた。然る

第十五條

に今度の改正に依り其演習をも併せ施行せらるゝことに定められたのである。

本條中勤務演習と云ひ簡閱點呼といひ其名稱は新規なれども其主意に於ては矢張舊令の技藝復習及び兵員實查の爲めに行はれ來つた點呼と同一に見て差支無し。

次て之を召集す平常に在て勤務演習及簡閱點呼を爲すこと豫備兵に同じ。

本條は後備兵服役中に係る義務を示されたものである。後備兵とは常備兵籍より後備兵籍に移つた者と云ふ。後備兵は豫備兵に比し戦時事變の際應徴の順序に前後の

差違ある迄にて其他の渾て之と同じ事である

第十六條 國民兵は戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するとき限り之を召集す

本條は國民兵召集の時機及び其召集の順序を示されたものである

國民兵とは全く國民兵役中に在る者を指稱す故に現役豫備後備服役中の者は勿論現役に服する義務を持つて居る者即ち第十八條乃至第二十一條に依り徵集延期又は徵集猶豫の處分を受け居る者や第二十三條の豫備徵員は皆此國民兵中に含蓄して居ない

第三章 免役延期及猶豫

本章は徵兵相當者に對する處分の要項即ち免役延期猶豫等の種類を明掲せられたものである但し未條は豫備後備服役中の者に關する事項である本章は舊令第三章に相當する章であるが徵否の區分方の従前と大に異つて居る所ありそは各條項に就て説明せん唯だ本章中に舊令第十八條第九項に均しき條項即ち公權停止中の者といへる條項が見へぬ故其事を述べんに元來公權といへば其中に兵籍に入るの權も含んで居る事ゆへるの公權停止の處分を受け居る者は兵籍に入るの權がないのである然るに其權の無い者に向つてなは徵集を延期すとか猶豫すとか云ふが如きは甚

だ不^ふ必要^{ひつ}の事^{こと}と考^{かん}ふ是^これ今^{こん}回^{かい}の改^{かい}正^{せい}に於^おて刪^{さく}去^{きょ}せられた所^{ゆほん}以^もならん

第十七條

兵役^{へいさき}を免^{めん}するに癆^{はう}疾^{びつ}又は不^ふ具^ぐ等^{とう}に於^おて徵^{ちよう}

兵^{へい}檢^{けん}査^さ規^き則^{そく}に照^{てら}し兵役^{へいさき}に堪^たへざる者^{もの}に限^{かぎ}る

本條^{ほんじょう}の免^{めん}除^{じよ}は兵^{へい}役^{やく}に堪^たへざるといふが其^{その}眼^{がん}目^めであるゆへ假^{たと}令^{れい}癆^{はう}疾^{びつ}と雖^{すい}不^ふ具^ぐと雖^{すい}兵^{へい}役^{やく}に堪^たゆる限^{かぎ}りは免^{めん}除^{じよ}に屬^{ぞく}せぬと見て善^よい

徵^{ちよう}兵^{へい}檢^{けん}査^さ規^き則^{そく}は身^{しん}体^{たい}檢^{けん}査^さに關^{くわん}する事^{こと}柄^{がら}又^{また}兵^{へい}役^{やく}の適^{てき}否^ひを甄^{せん}別^{べつ}するに要^{よう}用^{よう}なる病^{びやう}名^{めい}等^{とう}を記^き載^{さい}したものである

第十八條

左^さに掲^かぐる者^{もの}ハ徵^{ちよう}集^{しつ}を延^{えん}期^きす次^じ年^{ねん}より於^おて仍^{なほ}不^ふ徵^{ちよう}集^{しつ}に適^{てき}せざる者^{もの}は國^{こく}民^{みん}兵^{へい}役^{やく}に服^{ふく}せしむ

第一 體^{たい}格^{かく}完^{くわん}全^{ぜん}且^{かつ}強^{きやう}壯^{じやう}なるも身^{しん}幹^{かん}未^いだ定^{てい}尺^{しやく}に滿^{まん}た

ざる者

第二 疾^{しつ}病^{びやう}中^{ちゆう}又^{また}ハ病^{びやう}後^ごに於^おて勞^{らう}役^{やく}に堪^たへざる者

本條^{ほんじょう}に徵^{ちよう}集^{しつ}を延^{えん}期^きすどある徵^{ちよう}集^{しつ}の意^い味^みは陸^{りく}軍^{ぐん}刑^{けい}法^{ぽう}第^{だい}百^{ひやく}七^{しち}條^{じょう}に徵^{ちよう}兵^{へい}故^こなく徵^{ちよう}集^{しつ}の期^きに後^ごれ云^い々^々とある徵^{ちよう}集^{しつ}の意^い味^みと同^{おな}じ意^い味^みとあつて入^い營^{えい}の意^い味^みを合^あんで居^いる本^{ほん}令^{れい}中^{ちゆう}に散^{さん}見^{けん}する徵^{ちよう}集^{しつ}の意^い味^みは皆^{みな}一^{いつ}様^{やう}であるこの故^ゆに徵^{ちよう}集^{しつ}を延^{えん}期^きするは其^{その}年^{ねん}の徵^{ちよう}集^{しつ}即^{すなは}ち入^い營^{えい}を延^{えん}ばさるゝの意^い味^みなりと解^{かい}して可^かなり

本條^{ほんじょう}成^{せい}文^{ぶん}の旨^し意^いを敷^ふ衍^{えん}すれば例^{れい}へば甲^{けつ}年^{ねん}に於^おて本^{ほん}條^{じょう}第^{だい}一^{いつ}項^{きやう}若^しくは第^{だい}二^に項^{きやう}に當^{あた}る壯^{さう}丁^{てい}ありとせん其^{その}壯^{さう}丁^{てい}は同

年に於て徴集する事を見合せ而して次年即ち乙年迄に其第一項に當る者其身幹が定尺に達するか其第二項に當る者其疾病が快愈するか又は已に勞役に堪ゆるに至れば同年之と徴集する事勿論なれども若し同年に於ても仍其事故が前年即ち甲年と同様であればそ去で以て徴集する事を免して國民兵役に服せしむとの事である本條に次年とあるのは壯丁各自徴集に應すべき年を基準とし其翌年を指すもので其壯丁の年齢には少も關係せぬである若し壯丁の年齢を以て言へば第七章附則の條項に當る者であつて其事故止む者の中には或は二十六七歳の者もあるべけれど夫には關係せぬである箇様な者は其事故の止んだ年又は翌年即ち徴集に應すべき

年が基準となるのである

本條は舊令第十八條第四項第五項に對する條である然るに舊令に於ては是等の身幹短小の者や疾病の者は常備年期即ち七個年間は徴兵名簿に据置き年々徴兵検査所へ出頭すべき義務が負はせてあつたなれど明文の如次年に於て徴兵最後の處分(獨法にて之を終決處分といふ)をなす事と改められたのである

第十九條

公權の剝奪若しくは停止を附加す可き重輕

罪の爲め訊問若しくは拘留中の者は徴集を延期す

本條は罪を犯し徒刑流刑懲役禁獄禁錮等に該るへき見込を以て告訴告發せられた者であつて其裁判の落着に

至らぬ者は徴集を延期すとの明文である
 本條は舊令第十八條第八項に對する箇條である右第八
 項には禁錮以上に該るべき刑事被告人となり裁判未決
 の者どあつたゆへ罰金の刑に該るべき者は監視に付す
 べき者と雖徴集を猶豫せられざる筈なりしが明文の如
 く改正せられたる上は其罰金の刑に該るべき者の中に
 ても監視に付すべきものなれば徴集を延期せらるゝ事
 と見て可なり
 本條の明文に従へば身代限り處分中の者及び租税滞納
 處分中の者の如きは徴集を延期せられざるの旨趣なり
第二十條 徴集に應ずるときは其家族自活と能はさ
 るの確證ある者は本人の願により徴集を延期す其

事故三箇年を過くるも仍ほ止まざる者の國民兵役
 に服せしむ但分家又は絶家廢家再興の故を以て本
 條に當る者其他自活と能はざる事故を作為とせる
 者は其願を許可せず
 本條は徴兵相當者が徴集に應ずると家族の者が飢渴に
 及ぶと云ふ慥な證據ある者は其徴兵相當者の徴集を延
 期すとのことを示されたものである
 本條は舊令第十七條の第三第四第五項と見合ひになる
 條である舊令も全國皆兵主義の法律ではあつたなれど
 猶ほ戸主だけは徴集を猶豫すといふの主意であつた勿
 論嗣子承祖の孫の中にも猶豫せられた者があつたなれ

是の嗣子承祖の孫を猶豫すといふが其本旨で無く戸主を猶豫すといふの主意からして其戸主の代りに猶豫せられたのである然るに本令は其所謂全國皆兵主義を貫ぬき其戸主迄も皆な徴集すといふの主意に改め而して家事上眞に止むと得ざる事情ある者即ち本條に當る者だけ徴集延期の特典を與へらるゝ事に定められたのである又以上述べた通りの主意からして舊令第十七條第一第二項(本令第三十六條參看)に當り猶豫せられ來つた者も均しく徴集せらるゝことになつた譯である
 本條に當る願書は初年一回差出せば三ヶ年間引續き延期せらるゝといふ譯でなく右三ヶ年間は年々差出して何分の指令と乞はなければならぬ主意である

本條中に三ヶ年とある年期の計算は壯丁の徴集に應ずべき年より起算する筈で其壯丁の年齢には關係せぬある故に例へば年齢二十歳となる年即ち初年は第十八條の第一項若くは第二項に當り二十一歳となる年即ち次年は第十九條に當り而して二十二歳となる年即ち第三ヶ年目に於て本條に當るものゝ如きは其二十二歳となる年より起算する義である
 本條中に本人の願云々とある本人は徴集に應む可き壯丁を指稱す次の第廿一條中に本人とあるのも同様である
 本條の但書に付ては其如何なるものが分家か如何なる者が絶家か如何なるものが廢家かといふとは明治七年

第七十三號布告十年第六十號使府縣への達十七年第二
 十號布告を參觀せは判然すべし又徵集延期の理由を作
 爲する者とは例へは財産を他人に賣却若くは讓與した
 者或は家事を擔理すべき者逃亡若くは失踪中又は其者
 の已に他家の養子若くは相續人と爲り居るの類なり尤
 此作爲の事は徵兵官の見込に因て定まると知るべし
 獨法に據れば本條と同旨趣の個條が載せてある即ち民
 事上の事故に依て猶豫するには壯丁の請願或は親族の
 請願を要すとありて一時猶豫を許可する者左の如し(一)
 救恤の道なき家族生計の道なき父母祖父母又は姉妹を
 奉養する一個人とあり且又壯丁の任意或は其家族の任
 意に依て猶豫請願の理由を作爲するときは之が爲め猶

豫を許可せざるを法とすといふ個條も見ゆ

(參)明治七年七月第七十三號布告

自今華士族分家の者は平民籍に編入候條此旨布告候
 事但分祿の義は不相成其宗家々祿高の中適宜給與候
 義は勝手たるべき事

○明治十年八月第六十號達

使府縣

男女の戸主其身實子養子家女他女若其家名を廢し他へ入夫
 或は養子女となり又は實家へ復籍等願出候は、地方
 廳限り聞届不苦此旨相達候事但華族へ此限にあらす
 ○明治十七年六月第二十號布告
 單身戸主死亡又は除籍の日より滿六ヶ月以内に跡相

續者を届出ざる者は總て絶家とす

右奉勅布告候事

第二十一條 第十一條に掲ぐる學校に在校の者は本人の願に由り滿廿六歳迄徴集を猶豫す其事故滿二十六歳迄に止み又ハ廿六歳を過くるも仍ほ止まざる者ハ抽籤の法に依らずして之を徴集す但第十一條に依り一年志願兵を志願する者ハ此限に在らず

本項は徴集猶豫に屬すべき資格ある者并に其猶豫の期限を示されたものである

本項は舊令の第十八條第三項と第十九條と合併して出來たものと見ゆ(本令第四十一條參看)

本項中滿二十六歳迄徴集を猶豫とあるは滿二十六歳となる年の徴集時期迄徴集を猶豫すとの意である其理由を述べんに徴集時期は已に前にも述べた如く毎年十二月に極つて居るゆへに滿二十歳となつた者は其滿二十歳となつた年の十二月に徴集に應じなければならぬ爰に於て今假りに其滿二十歳となつた者を滿二十一歳迄猶豫するものとし其猶豫の時間を如何にと問へば夫は其滿二十歳となつた年の十二月より滿二十一歳となる年の十一月までなりと答へざるを得ざるべし本項は全く之と同じ理合であれば右の如くに解しなければならぬ又た然らば解すと滿二十六歳となる年には徴集に應じなければならぬは當然であるゆへ其徴集に應ずる前に

は身体しんたいの検査けんさをも受けなければならぬ譯わけである以上説せつ明めいした通りどおりであれば凡およて本條ほんじょうを解とすに満まん二十六歳さいとある歳さいの字じの下したには何なにれも「となる年ねんの徵集ちゆうしゅう時じ限げん」の九く字じがあるものと思おも像ざうして解とすと其その意味いみが會得かいとくし易やすいやうなり

本項ほんぐう但書たしごとの主意しゆいは一年いちねん志願兵しがんぺいと志願するに於おては二十六年にじゅうろくにんを過すぐるも依然いぜん引續ひきつづき猶豫いうやうすとの主意しゆいでなく是これは唯ただ本文ほんぶんに抽籤ちゆうせんの法はうに依よらずして云々うんうんとあるゆへ一年志願兵しがんぺいを志願する事ことの出來得できるや否いなやといふに付つて其その疑うたがひなからしめんが爲ために示しされたものと見て可かなり

學術修業がくじゆしゆぎやうの爲ため外國ぐわいこくに寄留きりうする者は本人ほんにんの願ねがひに由よしり満まん廿六歳にじゅうろくさい迄まで徵集ちゆうしゅうを猶豫いうやうす廿六歳にじゅうろくさい迄まで歸朝きしやうし又またい

廿六歳にじゅうろくさいを過すき歸朝きしやうする者ものハ抽籤ちゆうせんの法はうに依よらずして之これを徵集ちゆうしゅうす但陸軍試驗委員たにりくぐんしけんいんの試驗しけんに及および第だいしたる者ものに一年志願兵しがんぺいを志願するおとを得とく

本項ほんぐうは概おほむね前項ぜんぐうと同じ主意しゆいである本條ほんじょうは舊令きゆうれい第十八條じゅうはちじょう第七項だいななぐう(本令第三十八條參看)を移うつされたもので學術修業がくじゆしゆぎやうの爲ため云々うんうんとあるからに商業しやうぎやうの爲ため又は出稼かせぎ等の爲ために寄留きりうするものは无論むろん猶豫いうやうを興おこへらるゝ限りでない

と解としなればならぬ

本項ほんぐうの學藝技術修業がくげいぎじゆしゆぎやうの爲ため歐米其他おうべいそがたの外國ぐわいこくに留學りうがくの者は國家こくがの爲ため文武ぶんぶの教育けいよくを助け殖産製造しよくさんせいぞうの進歩しんぽと導みちびく

の功益こうえきあるを以もつて本文ほんぶんに示しある年齢ねんれいに達たつする迄までの間

徴集を猶豫せらるゝ譯である

第二十二條 餘人を以て代ふ可からざる職務を奉ずる官吏及市町村長助役及收入役ハ豫備兵に在ると後備兵に在るとを問はず勤務演習簡閲點呼の爲め召集することなし

法律を以て設立したる議會の議員其開會中亦同と本條第一項の餘人を以て代ふべからざる職務を奉ずる官吏とい何なる者かといふに官吏と言へば親任官勅任官奏任官及び判任官の總稱であるが必ずしも夫等官等の高下に拘はらず樞要の位置を占め特別の事務と負擔し居る者とか技術専門の職を執つて居る者とかであ

つて餘人にては代理することの出来ぬといふやうな者を指しました市町村長助役及び收入役とは明治二十一年法律第一號をもつて公布せられた市制第四十九條(一)(二)及び第五十八條に當る者並に町村制第五十二條第六十二條に當る者を指し又本條第二項の議會議員とは右市制町村制に記載ある市會町村會議員其他將來設定せらるべき帝國議會或は縣會郡會の議員なども皆包含する譯である

本條は舊令第二十條に對する條であるが右第二十條の主意では同條諸項に當る者は平時に在て召集せられぬ事は本條の主意と同様で仍は戰時事變に際しても太政官の決裁を経て召集せらるゝ順序であつた然るに本條

本條の豫備徵員は舊令の補充員と同性質であつて第一
豫備員第二豫備員とは其性質が異つて居る然るに舊
令に在て現役兵の補缺法は現役兵缺員するとき云々(本
令第四十二條參看)であつたゆへ初年兵二年兵三年兵即
ち三ヶ年入營現役兵の缺員をば年々の補充員よりして
補缺せらるゝの例であつたなれど以來は其初年兵即ち
本條の所謂其年徵集の兵員の缺員のみを補缺せらるゝ
事に定められたのである

第二十四條 豫備徵員にして其期限内に徵集せざる 者は國民兵役に服せしむ

本條に其期限内とは即ち前條に示しある所の一ヶ年間

をいふのであるよの豫備徵員は第十八條乃至第二十一
條に依り徵集延期又は徵集猶豫中のものと同じく常備
兵役に服する義務を持つて居る故に本條の意味は右一
個年の期限内に徵集せられぬ者は常備兵役義務を盡し
たものと見做し(或は常備兵役義務を免じと解すも妨げ
なし)更に國民兵役義務を負ふものと定むとのと、解し
て可なり

第五章 雜則

本章は徵兵適齡届出入營し難き者、兵役規避の者
の扱其他現役豫備役後備役年期の計算方等を掲
げられたものである

舊令に於てハ年齢十七歳となつたときの届出即ち國民兵入籍の届出を爲さしめ其届出を爲さぬ者は之を罰するの法であつた然るに本令には去の一事が全く取除けてある

第二十五條 毎年一月より十二月迄に滿二十歳と爲

る者は其年比一月一日より同月三十一日迄に書面を以て 戸主に非ざる者 本籍の市町村長に届出可し但二十歳未滿にして現役を終へたる者又ハ現役中の者は本條に届出を爲すに及はず

本條は帝國臣民たる男子は年齢滿二十歳に至ると總則第三條に示された如く現役に服しなければならぬ義務

が生ずるゆへ隨て但書に相當する者の外は此届出の義務をも有し居るものとし其明文を示せられたものである獨國に於ても本條と同様なる届出をなさしむる法で之を申告の義務といへり此義務は新兵名簿(本邦の壯丁名簿に相當する名簿と思はる)に姓名を登録するが爲めに負はせたものである而して此義務は其申告の期限を過ぐるも之を免せぬ法で又其申告を爲さぬ者は罰科に處すの法である本條に付ては尙第三十條を參觀すべし本條の届出は兵役義務を持つて居る者に限るとせば總則第七條に當る者は兵役義務なき者なるが故本條届出の義務も亦之なきやう考ふ

第二十六條 徵集は本籍所在の徵募區に於てするを

例とす他の徴募區に寄留する者の願に由り其區に於て徴集に應ずるを得

本條の舊令第三十七條に對する條である舊令では徴集は府縣徴兵區に於てするのが正例であつたゆへ他府縣にて徴集に應せん事を望む者は右第二十七條に依り前以て出願許可を請けなければならぬ事に定めてあつた然るに改正で以て其範圍を狭縮し其徴集は本條の如く徴募區に於てする事と改められたのである
右の如く改められたに付てはその徴募區は從前の府縣徴兵區と同一に視做すべきものですなほち毎年新兵要員の如きは徴募區内壯丁の多寡に應じて其配當を受く

るとと爲り又検査に合格の者は亦徴募區限り抽籤を爲すととなる義である

又本條に依り他の徴募區にて應徴願濟のものは終決處分(新兵、豫備徴員、國民兵とし又は免役とする)を受くる迄は其徴募區の管理に屬する筈なり

第二十七條 疾病又は犯罪等の爲め期限に際し入營し難き者は翌年之を徴集す

本條の舊令第三十九條第四十條の兩條に對する條である然るに舊令では定期に入營の出來ない者は其入營を延期し翌年四月一日迄に事故止むときは直に入營せしめ同月同日迄に事故止まないときは翌年回しとせらるゝ仕組なりしが改正即ち本條に依れば期限に際し云々

とあるを以て例へば十二月一日より同月卅一日までを以て入營期限と定めらるゝとせば其期限内に入營の出來ぬ者は直に翌年回しとせらるゝ事になつた譯である

第二十八條 兵役を免れんが爲め身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潛匿したる者又は正當の事故なく身體の検査を受けざる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す

本條は各種の手段を用ゐる兵役と規避したものを徵集する手續を示されたものである

本條の身體を毀傷しとは耳鼻又は手足の指等を割截して不具となるの類疾病を作爲しとは癩癧、白痴、夜盲、聾、啞、遺尿等の病を虚構するの類詐偽の所爲とは職業若くは

年齢等と偽るの類逃亡は家出して其踪跡を韜晦することと潜匿とは狀貌を變じ氏名を替へ他人の家に蟄伏するの類正當の故なく云々とは疾病又は犯罪のことなく其他避け難き災難等に遭遇したるにも非ずして検査の呼出しに應せざるの類をいふ

本條は舊令第四十一條に對する條であるが同條には二十歳となるの届出を怠る者も抽籤法に依らず先入兵として徵集すとの明文が記してあつたなれど今度の改正にて其一項だけは全く取除けられたのである

第二十九條 現役年期の計算ハ總て其入營する年の十二月一日より起算し豫備役及後備役年期の計算ハ

其轉役する年の十二月一日より起算す第六條に依り
 延期したる者も其起算法亦同と但禁錮の刑に處せら
 れ又は監視に付せられ又ハ逃亡若くは失踪したる者
 其刑期中及逃亡失踪中の日數は服役年期ハ算入せず
 本條の總則第三條に陸軍現役は三箇年同豫備役は四ヶ
 年海軍現役ハ四ヶ年同豫備役は三箇年とあり又第四條
 に後備兵役は五ヶ年とある其服役年期並に第六條に依
 り延期せられた者の服役年期の起算法を確定明示せら
 れたものである
 本條ハ舊令第四十二條を移されたものであるが格別異
 つた所も無い唯右四十二條には先入兵の現役年期は入

營當日より計算すとの明文があつたなれど本條には其
 事が取除けてあり其代りに本條には但書中に失踪とい
 ふ明文を掲げられた先づ是が改正の重なる點である
 本條現役年期計算方の事を細述せんに現役年期は例へ
 バ明治二十二年十二月の入營兵なれば同年同月一日よ
 り起算する法なるが故同二十五年十一月三十日にて滿
 期となる但是は陸軍兵の計算方で海軍兵ハ二十六年十
 一月三十日が滿期である然るに現役中本條但書に該當
 した者は刑期中なり逃亡失踪中ナリの日數を扣除する
 の法であるゆへ通常の者なれば右の十一月三十日が滿
 期なれども之と同時に滿期とならず其刑期なり逃亡失
 踪ナリの日數が三十日間なれば十二月卅日に至つて始

めて満期と爲り六十日間なれば翌年一月の末迄依然現役に服しなればならぬ譯である豫備役後備役中本條但書に該當した者の服役年期の計算方も之に準する義である

本條但書逃亡失踪の區分方に關しては明治十七年七月陸軍省より元太政官へ伺はれたとき元太政官の指令に「失踪と逃亡は區分あるものにて規避の確證なくして其居所分明ならざる者を失踪とし規避して其踪跡を緝晦する者を逃亡とす」とあり是にて分かるならん茲に序に述べ置かん明治二十年第一次入營兵(十九年徵兵適齡の者)より以前徵集になつた兵員の服役年期計算は十九年勅令第七十三號を以て入營期限等改正せられ

た砌閣令第三十一號と以て規定せられた通り入營年又は編入年の四月二十日より起算すへき義である

(參)明治十九年十一月閣令第三十一號

勅令第七十三號を以て明治十六年布告徵兵令中改正追加の處今十九年徵兵適齡者並目下在役中の現役兵豫備兵後備兵取扱方左の通之を定む

一今十九年徵兵適齡者にして現役兵當籤の者は明治廿年四月二十日より五月二十日迄の間に入營せしめ其服役年期は同年四月二十日(徵兵令第四十一條に當る者は入營の當日以下四月二十日とある皆同し)より起算し補充員當籤の者は明治二十年四月二十日より起算し滿一ケ年の後第一豫備徵員に編入す

一 現役兵服役年期は入營年の四月廿日より起算し豫備兵後備兵服役年期は其編入年の四月二十日より起算す

第六章 罰則

本章は徴兵に關する違犯者の爲めに其制裁を明掲せられたものである

第三十條 第二十五條の届出を爲さざる者及正當の事故なく身體の検査を受けざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

本條は第三十五條の定規に届出を爲さぬ者又身體検査の呼出しに應せぬ者の處分方を示されたものである是

等の違犯者は治罪法の手續に依り地方裁判所に告發すべきものである

第三十一條 兵役を免れんか爲め逃亡し又は潛匿し若くは身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

本條ハ兵役を規避した者の處分方を示されたものである

本條の逃亡潛匿云々のことは第二十八條の明文に就て説明したのと同じとである故に再び説明せず

第七章 附則

本章は一時の處分に屬する事柄を掲げられたものである

本條は法文甚明亮なれば逐條説明を要せず唯或は疑の起らんかと思量する廉のみ説明するよと爲さん

第三十二條 本令ハ明治二十二年一月より施行す但

第二十五條の届出期限ハ明治二十二年に限り三月

一日より同月十五日迄とす

本條の明文に從へば本令は明治二十二年一月より施行せらるゝは勿論なれど日を以て分界を立つべきものは本令の發布になつた當日より實施せらるゝと見解し

て可ならん設へは第二十九條但書失踪中の者の如き其日數の新舊兩令に跨るものは既往は逐はず右發布後に係る日數と其服役年數に算入せず又第三十九條に依り舊令の第一豫備徵員たる事を止め更に徵集を猶豫せられた者及び第四十二條に依り舊令の補充員より新令の豫備徵員と爲つた者の如きは右發布の日より名稱資格等變換するの類なり

第三十三條 本令は北海道に於て函館江差福山を除

くの外及沖繩縣并東京府管下小笠原島に當分之を施行せず

第三十四條 本令中市町村長とあるは市制町村制を

實施する迄の間戸長のことゝす

第三十五條

舊令第十一條に依り一箇年間陸軍現役に

に服したる者は本令第十一條に照し二箇年間豫備役に五箇年間後備役を服せしめ其豫備役二箇年を終りたる者へ直に後備役に服せしめ通して七箇年とす

(參)舊令第十一條

第十一條 年齢満十七歳以上満二十七歳以下にして官

立府縣立學校ナ小學校及ヒ文部大臣に於て認めたる之と同等の學校の卒業證書を所持し服役中食料被服等の費用を自辨するものは願により一々年間陸軍現役に服せしむ

第三十六條

舊令第十七條に依り徵集猶豫に屬した

る者は徵集を延期し其事故七箇年を過くるも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ

本條中七々年とある年期の計算は舊令に依り徵集を猶豫せられた年より起算す次の第三十七條以下諸條中に何箇年と掲げある年期は皆之に準ず
本條に付て辨じ置く事あり本條に舊令第十七條に依り云々とあるからには明治二十一年に於て該條に依り猶豫せられた者は言ふも更なり二十年以前に於て年々該條に依り猶豫せられた者も其猶豫せられた年より算し七々年以内に其事故止むときは更に徵集せられ其年期

を過ぐる時は國民兵役に轉せしめらるゝ様にも見ゆれども全く然らでなく二十年以前に係る者であれば舊令第三十二條に依り已に第二豫備徵員に轉じ居る事ゆへ其者は次の第四十三條中國民兵役に服せしむとある者の仲間に入つて居る故に本條は獨り二十一年に於て猶豫せられた者のみに適用せらるゝものと知るべし

(參)舊令第十七條

第十七條 左に掲ぐる者は徵集を猶豫す但其年補充員不足するとき又は戰時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徵集す

第一項 兄弟同時に徵集に應ずる者の内一人及び現役兵の兄或は弟一人

第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷し若くは

疾病に罹り免役したる者の兄或は弟一人

第三項 戸主年齢滿六十歳以上の者の嗣子或は承

祖の孫

第四項 戸主廢疾又は不具等にして一家の生計を

營むこと能はざる者の嗣子或は承祖の孫

第五項 戸主

第三十七條 舊令第十八條第二項に依り徵集猶豫に

屬したる者は徵集を延期し其事故七箇年を過ぐる

も仍ほ止まざるときハ國民兵役に服せしむ

(參)舊令第十八條第二項

第十八條 左に掲ぐる者は其事故の存する間徴集を猶豫す

第二項 官立府縣立學校（小學校及ひ文部大臣に於て認めたる之と同等の學校の卒業證書を所持する者にして官立公立學校教員たる者）

第三十八條 舊令第十八條第七項及第二十一條に依り徴集猶豫に屬したる者は徴集を延期し其事故七箇年を過くるも仍ほ止まるときは國民兵役に服せしむ

（參）舊令第十八條第七項及第二十一條

第十八條 左に掲ぐるものは其事故の存する間徴集

を猶豫す

第七項 學術修業のため外國に寄留する者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふべからざる技術の職を奉ずる者は太政官の決裁に依て徴集を猶豫するとあるべし

第三十九條 舊令第十八條第三項の生徒より第一豫備徴員と爲り仍ほ在校の者は該徴員たることを止め滿二十七歳迄徴集を猶豫し其事故二十七歳を過くるも仍ほ止まるときは國民兵役に服せしむ
本條の滿廿七歳迄とあるは第二十一條中に滿廿六歳迄とあるのと同じ意味に解して可なり

(參)舊令第十八條第三項の生徒云々

第三十一條 (前畧)第十八條第三項の生徒(本令第四十
一條參看)にして二ヶ年以上の課程を卒りたる者は
年齢滿二十七歳迄之を第一豫備徵員とす

第四十條 第三十六條第三十七條第三十八條及第三
十九條に掲ぐる者其事故各其本條の期限内に止み
たるときハ抽籤の法に依り徵集す但一年志願兵を
志願することを得

本條の抽籤の法に依り云々は別は別に深き意味はない第
二十一條の趣もあれハ之に對して特に明示せられた迄
のものを見て善い又但書の一年志願兵のとは本文に抽

籤の法に依り徵集すとあるからして示されたもので其
旨趣は第二十一條第一項但書に就て説明したのと同様
である

第四十一條 舊令第十八條第三項若くハ第十九條に
依り徵集猶豫に屬し在校の者ハ其事故六箇年以内
に止みたるとき又ハ六箇年を過くるも仍ほ止ま
るときは抽籤の法に依り徵集す但一年志願兵を志
願することを得

(參)舊令第十八條第三項若くハ第十九條

第十八條 左に掲ぐる者は其事故の存する間徵集と
猶豫す

第三項 官立大學校及び之に準する官立學校本科

徒(準)大學校は高等師範學校、東京農林學校、札幌農學校)

第十九條 官立府縣立學校を小學校及び文部大臣に於て認めたる之と同等の學校に於て修業一ケ年以上の課程を卒業したる生徒は六ケ年以内徴集を猶豫す

第四十二條 舊令第三十條に依り補充員と爲りたる者ハ之を豫備徴員と爲し一箇年間(明治二十一年十二月一日より起算す)内徴集せざる者ハ國民兵役に服せしむ

(參)舊令第三十條

第三十條 補充員ハ補充籤を抽きたる者を以て一ケ年間之に充つ其期限内現役兵員するときは又は戦時若くは事變に際し兵員を要するときは其番號の順序に従ひ之と徴集す

序に従ひ之と徴集す

第四十三條 舊令第三十一條に依り第一豫備徴員と爲り在校せざる者及舊令第三十二條に依り第二豫備徴員と爲りたる者ハ直ニ國民兵役に服せしむ補充員より第一豫備徴員と爲りたる者亦同也

(參)舊令第三十一條第三十二條

第三十一條 補充員にして其期限内徴集の命なき者及び第十八條第三項の生徒にして二個年以上の課程を卒業したる者は年齢満二十七歳迄之を第一豫備徴員とす

第三十二條 第十七條に當る者にして其年徴集の命

なき者第十八條第廿一條に當る者にして七ヶ年間
其事故の存する者及び第一豫備徵員を終りたる者
年齢満卅二歳迄は之を第二豫備徵員とす但第十七
條に當るもの第二豫備徵員となりたる後六ヶ年間
に該條に掲る資格を失ひたるときは現役に徵集す

第四十四條

明治十二年第四十六號布告徵兵令に依

り國民軍の外免役又ハ平時免役若クハ徵集猶豫に

屬スたる者ハ直に國民兵役に服せしむ

本條は明治十七年七月第十八號布達徵兵事務條例第百
五十三條に示しある者即ち明治十四年一月より明治十
六年十二月迄に滿二十歳となりたる者にして舊徵兵令

第二十八條(第一項)戸主、第二項獨子、獨孫、第三項年
齡五十歳以上の者の嗣子、或は承祖の孫、第四項年齢五十
歳以上にして嗣子なき者の養子、或は相續人、第五項年
齡五十歳未滿と雖も癡疾又は不具等にして産業と營む
事能はざる者の嗣子、承祖の孫及び養子、或ハ相續人、第
六項官吏以上及教導職、試補以上並に戸長、第七項府縣會
の議長、副議長及議員、第八項公立學校教員及び文部省所
轄並に其他省使に屬する官立學校教員に當り國民軍の
外免役に屬する者及び同條例第百五十四條に示しある
者即ち明治十四年一月より明治十六年十二月迄に滿二
十歳となりたる者にして舊徵兵令第廿九條(第一項)年齢
五十歳未滿の者の嗣子、或は承祖の孫、第二項陸海軍生徒

並に海軍兵器局及び造船所定雇職工、第三項陸海軍常備
 在役中死没又は公務に因り疾病或は傷痍と受け退隠せ
 し者の兄或は弟一人、第四項醫術開業免狀を所持する者、
 第五項公立師範學校に於て卒業の者、第六項公立中學校
 及び公立専門學校に於て卒業の者、第七項文部省所轄官
 立學校及其他省使に屬する官立學校に於て卒業の者、第
 八外國に留學して二少年以上の學科を終りたる證書を
 所持する者、第九項海員試験免狀規則に遵ひ船長運轉手
 及び機關手の免狀を所持する者、第十項海員雇入雇止規
 則に遵ひ三年以上海上に在て水火夫の業を取りたる事
 を證明する者、第三十條(第一項海軍兵員とならん事を志
 願する者、第二項兄弟同時に徴兵に當る者偶數は其半數

奇數は其寡數、第三項陸海軍常備在役中の下士卒の兄或
 は弟一人、第四項陸海軍生徒の兄或は弟一人、第五項父及
 び兄或は父なくして兄失跡又は廢疾不具等にて産業を
 營む事能はず本人を要せざれば一家の生計を失ふ者、第
 六項文部省所轄並に其他省使に屬する官立學校及び公
 立師範學校に於て修業一ケ年の課程を卒りたる以上の
 生徒、第七項公立中學校及び公立専門學校に於て修業三
 ケ年の課程を卒りたる以上の生徒、第八項學術修業又は
 商用等にて外國に寄留する者、第九項身幹未だ定尺に満
 たず又は疾病中或は病後の故を以て未だ勞役に堪ゆる
 事能はざる者、第十項刑事被告人となり裁判未決の者、第
 三十一條(官省院使府縣準官吏御用掛御雇等は之を免役

せずと雖も餘人を以て代ふ可らざる事務を奉ずる者の如きは特に太政官に具狀して裁決を請ふべし及び第三十四條(第卅條に當り一ケ年限り徵集を猶豫すべき者及び第四十一條第四十二條第五十六條但書に當り翌年廻しにすべき者)次に至り猶該條に當る時は又之を猶豫若くは翌年廻しにすべし而して終に常備年期の第三年檢査時限に至り猶該條に當る時ハ平時に於て之を免役すべしに當り平時免役又は徵集豫豫に屬する者の處分方を示されたものである本條の主意に依れば右の國民の外免役或は平時免役若くは徵集豫豫に屬する者は右條例第五百十三條第五百十四條に於て常備年期の第七年檢査時限を経過する迄は全く徵集に應ずるの義務を

免せざる精神であつたなれど其精神を更めて直に國民兵役に服せしむる事に定められたのである

第四十五條 舊令第八條より依り海軍兵と爲りたる者の

の服役期限は同令第三條及第四條に依る

(參)舊令第三條第四條第八條

第三條 常備兵役は別ちて現役及び豫備役とす其現役は三ケ年にして年齢滿二十歳に至りたる者之に服し其豫備役は四ケ年にして現役を終りたるもの之に服す

第四條 後備兵役は五ケ年にして常備兵役を終りたる者之に服す

第八條 項 二 海軍現役兵は海軍所要の人員に應じ沼海
地方及び島嶼の人民を調査し海軍に適する職業に
從ひ水兵火夫職工等に區別し抽籤の法に依り當籤
の者を以て之に充つ

第四十六條 第三十六條第三十七條第三十八條に掲
ぐる徵集延期の者及第三十九條第四十一條に掲ぐ
る徵集猶豫の者其事故各其本條の期限内に止みた
るときは三日以内に本籍の市町村長に届出可と
前項の届出を爲さざる者及本令施行前舊令第三十
五條第三十六條の届出を爲さずして本令施行後よ
於て發覺する者ハ本令第三十條に依り處分可と

(參)舊令第三十五條第三十六條

第三十五條 毎年一月より十二月迄に年齢滿二十歳と
なる者は其年の四月一日より同月十五日迄に書面
を以て戸主より本籍の戸長に届出可し若し届出の
後十一月二十日迄に異動を生じたるときは其事由
を詳記し三日以内に本籍の戸長に届出べし但二十
歳未滿にして現に服役する者は届出るに及はず
第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八
條第十九條第廿一條に當る者其事故止み及び第卅
二條但書に當る異動を生したるときは其事由を詳
記し其年十一月二十一日以後十二月四月一日より
同月十五日迄に戸主より本籍の戸長に届出べし但

四月十六日以後十一月二十日以前本條に當る者は
三日以内に本籍の戸長に届出べし

徵兵適齡年表

明治二十一年徵兵適齡	明治元年二月生ヨリ 同 二年一月生マテ	同 二十二年同上	明治二年二月生ヨリ 同 三年一月生マテ	同 二十三年同上	明治三年二月生ヨリ 同 四年一月生マテ
明治二十四年同上	明治四年二月生ヨリ 同 五年一月生マテ	同 二十五年同上	明治五年二月生ヨリ 同 六年一月生マテ	同 二十六年同上	明治六年二月生ヨリ 同 七年一月生マテ
明治二十七年同上	明治七年二月生ヨリ 同 八年一月生マテ	同 二十八年同上	明治八年二月生ヨリ 同 九年一月生マテ	同 二十九年同上	明治九年二月生ヨリ 同 十年一月生マテ
明治三十年同上	明治十年二月生ヨリ 同 十一年一月生マテ	同 三十一年同上	明治十一年二月生ヨリ 同 十二年一月生マテ	同 三十二年同上	明治十二年二月生ヨリ 同 十三年一月生マテ

徵兵適齡年表

年齡計算表 年數一覽

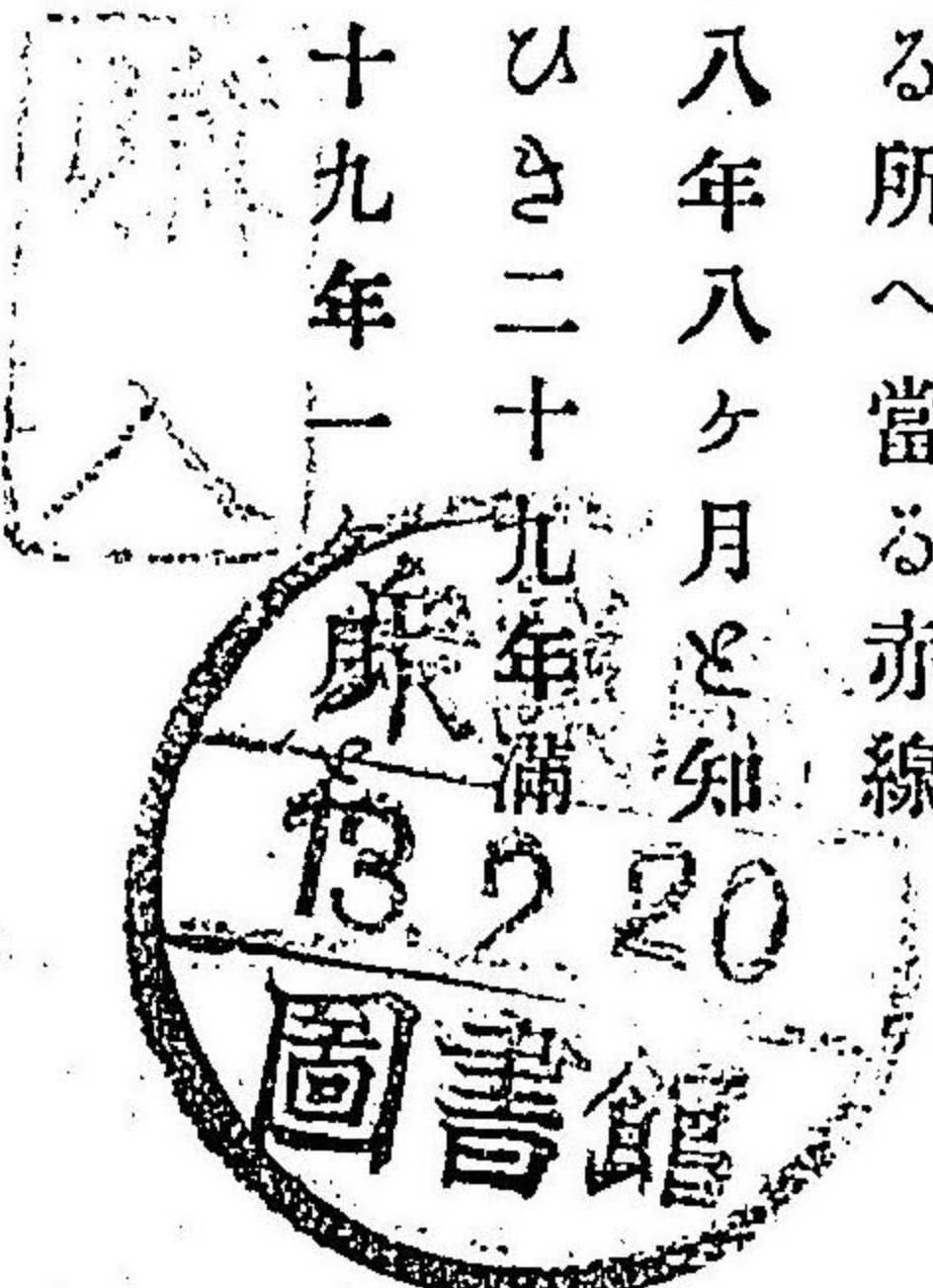
年 齡 計 算 表												
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	生月
二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	滿年	一月	算月
三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	滿年	一月	二月	二月
四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	滿年	一月	二月	三月	三月
五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	滿年	一月	二月	三月	四月	四月
六月	七月	八月	九月	十月	十一月	滿年	一月	二月	三月	四月	五月	五月
七月	八月	九月	十月	十一月	滿年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	六月
八月	九月	十月	十一月	滿年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	七月
九月	十月	十一月	滿年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	八月
十月	十一月	滿年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	九月
十一月	滿年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十月
滿年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十一月
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	滿年	十二月

年 數 一 覽 表												
二十一	十九	元治	三十八	五十一	六十二	七十三	八十四	九十五	百零六	百一十七	百二十八	寶曆六
二十二	二十	慶應	三十七	四十九	六十一	七十二	八十三	九十四	百零五	百一十六	百二十七	丑
	十一	二	安政	四十三	五十四	六十五	七十六	八十七	九十八	百零九	百二十	寅
	十二	三	三十二	四十四	五十五	六十六	七十七	八十八	九十九	百一十	百二十一	卯
	十三	明治	三十四	四十六	五十七	六十八	七十九	九十	百零一	百一十二	百二十三	辰
	十四	二	三十三	四十五	五十六	六十七	七十八	八十九	百	百一十一	百二十二	巳
	十五	三	三十二	四十四	五十五	六十六	七十七	八十八	九十九	百	百一十一	午
	十六	四	三十一	四十三	五十四	六十五	七十六	八十七	九十八	百	百一十一	未
	十七	五	三十	四十二	五十三	六十四	七十五	八十六	九十七	百	百一十一	申
	十八	六	二十九	四十一	五十二	六十三	七十四	八十五	九十六	百	百一十一	酉
	十九	七	二十八	四十	五十一	六十二	七十三	八十四	九十五	百	百一十一	戌
	二十	八	二十七	三十九	五十	六十一	七十二	八十三	九十四	百	百一十一	亥

37247

此年齢計算のくり方は○生れ月は上の段○其算んとする月は右の端なり○上の生れ月と右の計月とをして當る所を何ヶ月と知るなり○満年とある朱線より右の方にあたれば都て舊年年數早見の朱書の年の内一ヶ年をひき朱線より左十一ヶ月とあるより左にあたれば舊年の内すべて二ヶ年とひくなり

例へは三十歳にて八月生れの人本年三月にて何年何ヶ月なるを知らせは上の生れ月と右の計月とをおせば八ヶ月とある所へ當る赤線の満年とあるより左に付三十歳の内二ヶ年をひき廿八年八ヶ月と知る四月生れの方は朱線の満年に當るにつき一ヶ年をひき二十九年一と知る三月生れの方は一ヶ月とある所へ當る依て二十九年一知る以下之に倣ふ



明治廿二年一月廿二日印刷
全 年一月廿九日出版

版權所有

口述者

菅村 武救

筆記者

島田 用定

發行者

文海堂 石塚 徳次郎

發行者

書店 大倉 保五郎

印刷者

瀧關社 澁谷 信次郎

東京々橋區瀧山町七番地

發行所東京日本橋通壹	大倉書店	大坂	吉岡平助
全 同麴町三丁目	石塚徳次郎	同	柳原喜兵衛
賣捌所大坂心齋橋筋	前川善兵衛	同	松村九兵衛
同京都二條下ル二丁目	大黒屋書店	同	岡島眞七
同尾張名古屋本町二丁目	川瀬代助	同	三木佐助
同肥後國熊本新二丁目	長崎次郎	同	西島捨次郎
同薩摩國鹿兒島金生町	吉田幸兵衛	同	小笠原彦太郎
同越後國長岡表四ノ町	目黒十郎	同	村上勘兵衛
同羽前國山形八日町	五十嵐多左衛門	同	熊谷久榮堂
同北海道函館大町貳丁目	常野嘉兵衛	同	片野東四郎
同同函館未廣町	魁文社	同	三輪文次郎
同東京日本橋道三丁目	丸善商社書店	同	勝見儀助
同同銀坐四丁目	博聞本社	同	廣瀬市藏
同同京橋南紺屋町	神戸甲子二郎	同	師岡屋伊兵衛
同同神田裏神保町	三省堂	同	丸善出店
		野州朽木	紙屋五兵衛

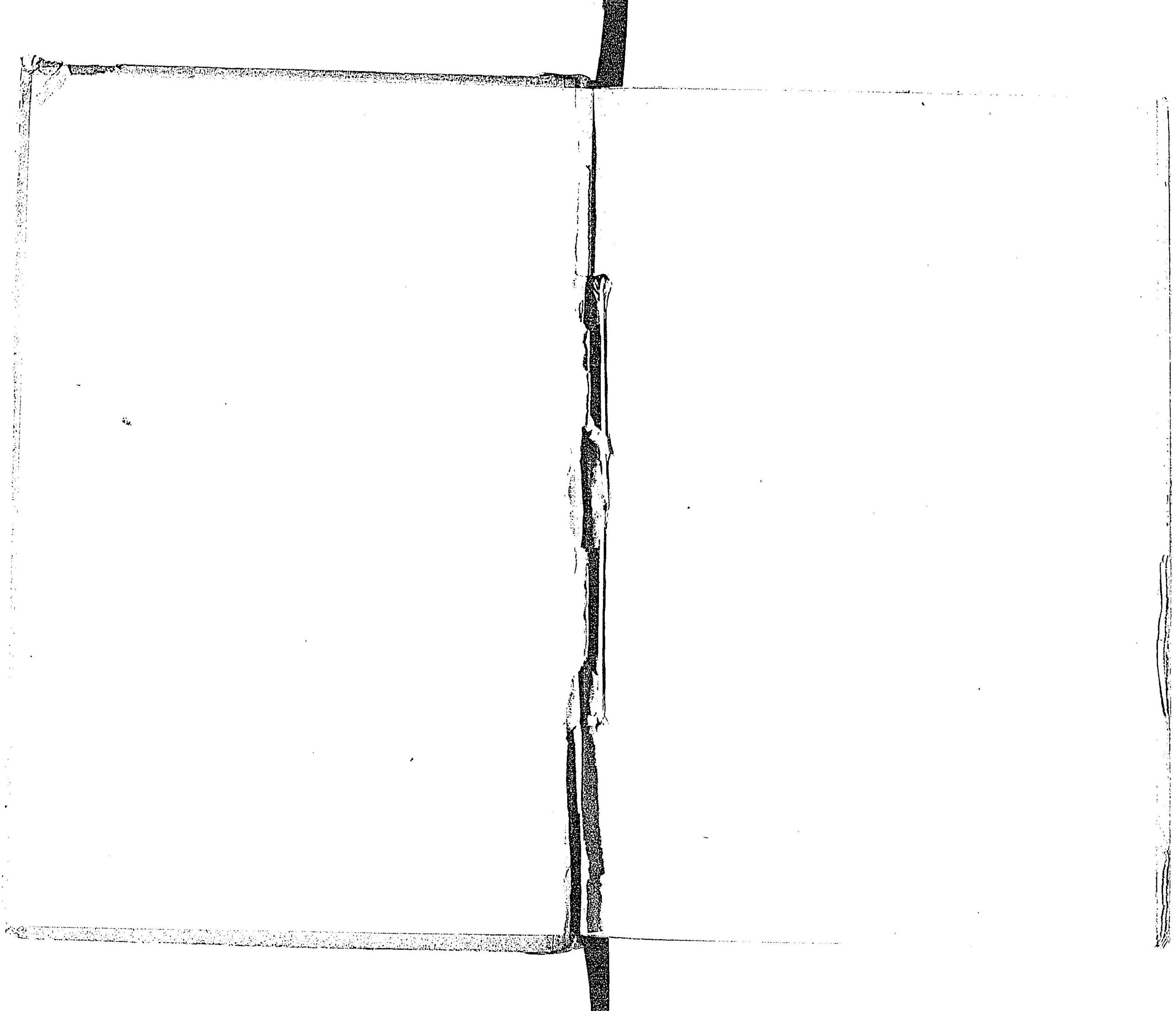
常州水戸	川又銀藏	同	同	水琴堂爲吉
上州前橋	換呼堂書店	同	同	精華堂書店
越後新潟	櫻井産作	同	陸前仙臺	本村文助
同 長岡	松田周平	同	同	左勘書店
同 水原	覺張次平	同	同	伊勢半書店
同 三條	西村六平	同	陸前弘前	宮本甚兵衛
同 地藏堂	樋口屋小左衛門	同	同	野騎九兵衛
同 割野	伊丹屋藤吉	同	勢州津	川島九右衛門
甲州府中	齋藤吉次郎	同	江州大津	小川儀平
越中富山	五明堂庄八	同	同	澤一次郎
同	中田清兵衛	同	雲州松江	大芦利七
出羽秋田	大橋甚吾	同	豐前福岡	山崎登
羽前山形	本間金之助	同	加州金津	地方太兵衛
信州上田	荒井太四郎	同	伊賀上野	山内專助
	西澤喜太郎	同	肥前佐賀	河内莊助

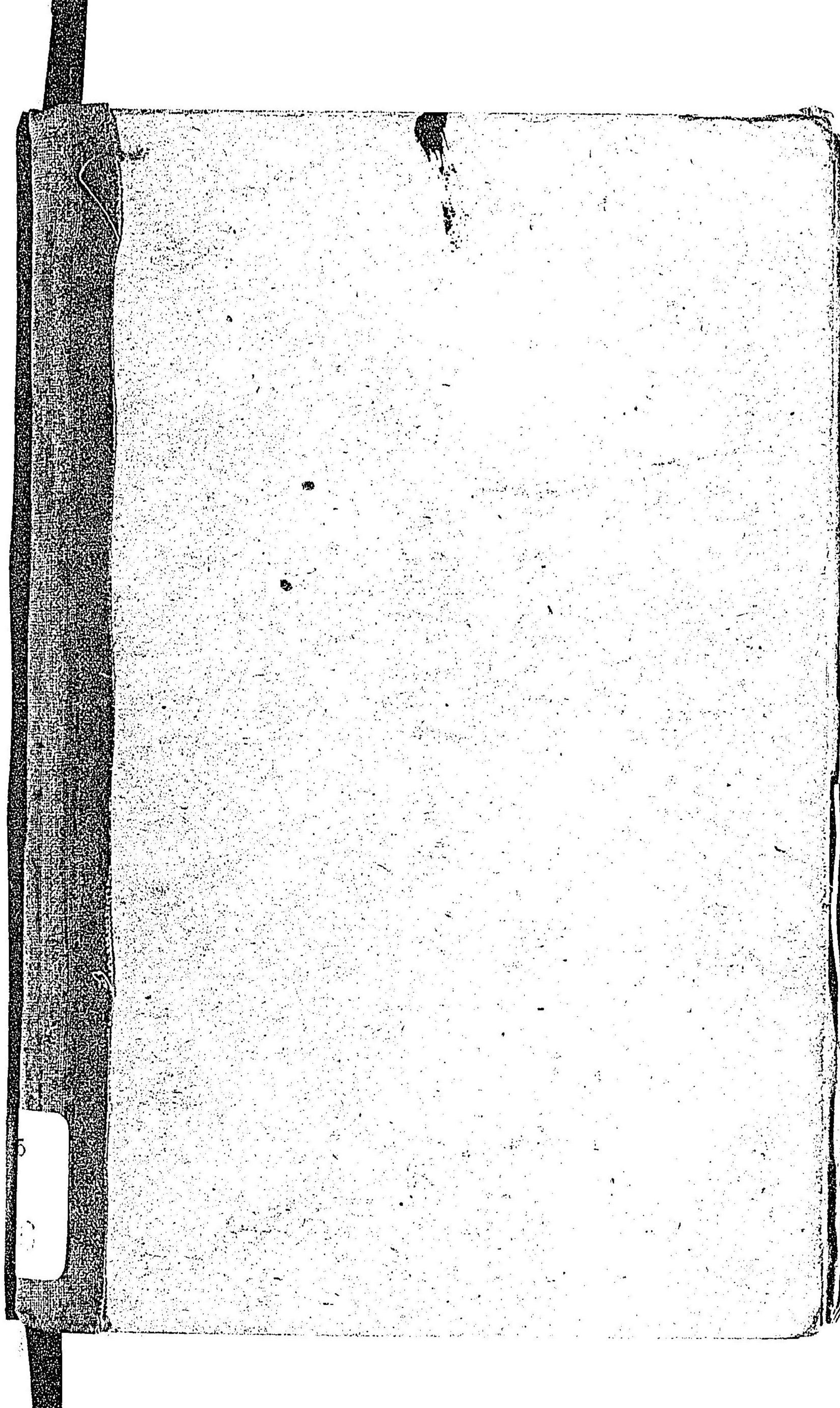
同 長崎
伊豫松山
土佐高知
阿州德島
東京

安中半兵衛
土肥與平
澤本駒吉
坂井萬吉
北島茂兵衛
稻田佐兵衛
和田篤太郎
吉川半七
文 明 堂
松 山 堂
目 黒 支 店
共 益 商 社
文 海 堂 書 店
橋 爪 書 店

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

金 港 堂
石 川 書 店
内 田 彌 兵 衛
開 新 堂
中 西 屋 邦 太
集 成 社 書 店
自 然 堂 出 店
富 山 房 書 店
桃 林 堂 書 店
有 斐 閣
與 論 社 書 店
昌 進 堂 書 店
煎 江 堂 書 店
耕 文 堂 書 店





東京

二書房發行

廿二年
改正
徵兵令
釋義

鳩田用定筆記

陸軍省總務局副課員菅村武救君述

039075-000-8

特15-106

徵兵令釋義

菅村 武救/述

M22.1

BCC-0320

